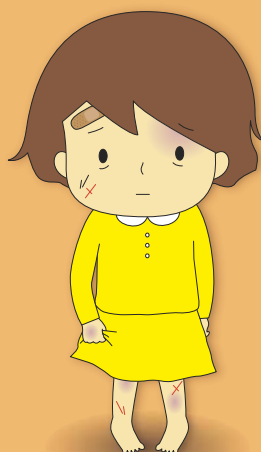


じ どう ぎゃく たい

児童虐待



見ないふり 知らないふり
絶対にしないで

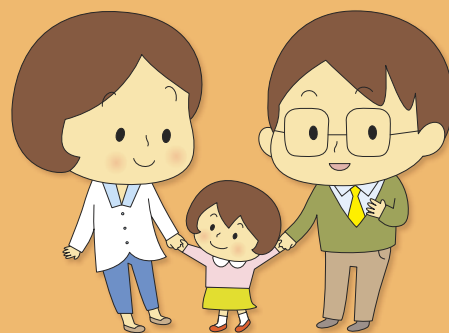
を
目
指
そ
う

誰であっても児童虐待を通告する義務があります

【児童虐待防止法 第6条】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに-略-児童相談所に通告しなければならない

あなたの通報が
エスカレートしていく虐待に歯止めをかけ
本来の親子の姿を取り戻すことにつながります



あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐに電話をしてください。

- 通告は匿名とくめいでもかまいません。
- 通告者が誰であることを教えることはありません。
- 虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。

『児童虐待』を知っていますか？

身体的虐待

殴る、ける、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどをおわせる、おぼれさせるなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう[ドメスティック・バイオレンス(DV)]など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

虐待のハイリスク因子・・・

児童虐待は、複数の要因が重なるほど虐待は起こりやすくなります。

① 親の生育歴の問題

親自身が子ども時代に虐待を受けて育つと、自分が子どもを育てるときに暴力を受けた経験を再現してしまうことがあります。

② 生活ストレス

育児負担・夫婦不和・経済的困窮がストレスとなり、暴力を引き起こしてしまうことがあります。

③ 社会的孤立

親族や援助者がいないと虐待の早期発見を妨げ、深刻化につながりやすい。

④ 子どもの状態による要因

親がさまざまな理由により自分の子どもに対して満足できないなどの否定的な感情を持った場合、虐待につながりやすい。

⑤ 親とその子どもとの関係

自分の子ども全員が対象ではなく、特定の子どもだけを虐待してしまうことがしばしばあります。親のその子に対する期待度や満足度が関係しているようです。

あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐに電話をしてください。

あの子、
もしかしたら虐待を受けている
のかしら・・・

子育てがつかなくて、つい、
子どもにあたってしまう・・・

近くに子育てに
悩んでいる人がいる・・・



中央児童相談所

☎027-261-1000

こどもホットライン24

☎0120-783-884

☎027-263-1100 (携帯電話)

玉村町役場子ども育成課

☎0270-64-7719



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

虐待が疑われる子どもの特徴

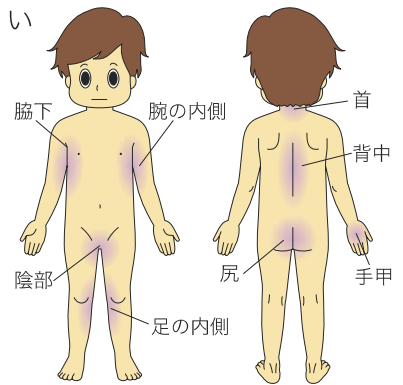
身体的虐待



●右図のような転倒等では怪我しにくい部位の怪我は要注意です！

特に注意が必要な怪我

- ① 線状の皮下出血 → 棒で叩かれた!?
- ② 色調の違う複数のアザ → 連続して暴行!?
- ③ 円形の紅斑、水泡 → タバコの痕!?
- ④ 歯型 → 噛みつかれた!?
- ⑤ 大きなアザ、腫れ → 体重も軽く、力も弱いのに、一人でこんな大怪我するかしら!?



- 基礎疾患がないのに低身長
- 着衣の汚れ
季節にそぐわない衣服
- 頭髮・爪が伸びたまま放置
体の汚れ
- 虫歯が極端に多い
- 子どもが泣いていても放置する
など保護者の態度が不自然

ネグレクト



- 年齢不相応な性知識
特異な自慰行為
他児の性器を触る
自己の性器を見せる
- 異性への
過度な興味や接近
- 排尿等を痛がる
性器や肛門の怪我
膀胱炎・膣炎

性的虐待 心理的虐待



- 保護者の顔色をうかがう
または怖がる
- 家に帰りたがらない
- 兄弟等の場合
親による極端な
兄弟間差別
えこひいき



児童虐待は青少年の健全育成を阻害します

- 虐待の経験が
少年非行や様々な問題の
原因になる場合があります
- 虐待の被害者が
将来加害者になることも多く
虐待は連鎖します



児童虐待は社会全体で対応すべき問題です

「児童虐待」の社会を築くため ご協力をお願いします



上州くん

相談機関 (児童虐待について)

玉村町役場	子ども育成課	0270-64-7719
	保健センター	0270-64-7706
中央児童相談所		027-261-1000
こどもホットライン24	24時間年中無休	0120- <small>なやみはやーよ</small> 783-884
	携帯電話からは	027-263-1100
児童相談所全国共通ダイヤル		<small>いちはやく</small> 189
伊勢崎警察署		0270-26-0110

子ども・教育に関する相談窓口

相談先	内容・対象	受付方法・相談方法	電話
玉村町教育相談室	子どもの心の問題など	電話で随時	0270-65-0081
玉村町通級教室	ことばやきこえ、情緒面で心配のある3歳以上の幼児・小中学生	毎週月～金 (8時30分～17時) 電話で随時	0270-20-4500
こどもホットライン24	子育て相談・子育て支援情報のご案内(秘密厳守)	24時間・年中無休 電話対応	上記参照
子ども教育・子育て相談	子どもの心身の発達にかかわる心配事	毎週月～金 (9時～17時) 第2・第4土曜 (9時～15時) ※祝日・年末年始除く 電話・来所(要予約)	0270-26-9200
家庭教育電話相談 「よい子のダイヤル」 (群馬県生涯学習センター)	家庭教育や子どもの問題に関する悩み	火～土(祝日・休館日を除く) 10時30分～12時30分 13時30分～15時30分 16時30分～18時30分 上記以外の時間は留守番電話	027-224-4152
「群馬こども救急相談」 (県庁医務課)	子どもの急な病気に関すること	月～土曜 (18時～翌朝8時) 日・祝日・年末年始 (9時～翌朝8時)	#(シャープ)8000